

平成 30 年度第 1 回岩手県子ども・子育て会議
幼保連携型認定こども園部会

日時：平成 31 年 3 月 25 日（月）13：30～15：00
場所：盛岡地区合同庁舎 8 階 講堂 A

○中村少子化・子育て支援担当課長

只今から、「平成30年度第1回岩手県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会」を開会いたします。子ども子育て支援課少子化・子育て支援担当課長の中村と申します。

はじめに、本日まで出席いただいている委員の皆様は、委員総数5名全員であり、過半数に達しておりますので、岩手県子ども・子育て会議条例第5条第4項において準用する第4条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の会議は、公開となっておりますので、ご了承願います。

開会にあたり、子ども子育て支援課 門脇総括課長からご挨拶申し上げます。

○門脇子ども子育て支援課総括課長

本日は、年度末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろから認定こども園、保育所及び幼稚園の運営にご尽力いただいているとともに、本県の児童福祉行政、そして教育行政の推進にご協力を賜っていることに対し、改めて感謝申し上げます。

本日、ご審議いただく12件について、新設が1件、保育所又は幼稚園として運営している施設から幼保連携型認定こども園に移行する施設が11件でございます。

当部会は、認定こども園法の規定に基づきまして、幼保連携型認定こども園の設置の認可にあたり、委員の皆様からのご意見をお聞かせいただくものでございますので、委員の皆様方からは忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。

○中村少子化・子育て支援担当課長

門脇総括課長は、別用務のため、大変申し訳ありませんが、ここで退席いたします。

本日の出席者のご紹介については、お手元に配布しております、出席者名簿をもって代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、「3 議題」に入ります。岩手県子ども・子育て会議条例の規定により、会長が議長を務めることとされておりますので、以降の進行を大塚会長にお願いいたします。

今回は、設置の認可が12件でございます。それでは、よろしくお願いいたします。

○大塚委員

それでは、次第に従いまして議題に入ります。お手元に配布しております「資料1」のとおり、岩手県知事から、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可について、当部会の意見を求められております。議題につきまして、事務局から説明をお願いします。

○高木主査

資料2により、幼保連携型認定こども園の設置の手続き等の概要を説明します。

幼保連携型認定こども園の定義については、1の(1)に記載のとおり、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与え

て、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設」とされております。

幼保連携型認定こども園の設置主体であります。国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人に限られております。また、認可等の主体であります。これは都道府県知事、指定都市の長、中核市の長とされておりますので、本県の場合は、盛岡市内に所在する施設については盛岡市において認可を行い、盛岡市以外の 32 市町村に所在する施設は県で認可を行います。

なお、公立施設については、届出を行うことにより設置できますので、本部会でご審議いただく施設は、学校法人立及び社会福祉法人立の施設となります。

次に、審議会の意見聴取についてであります。都道府県知事は、アからウまでの認可等を行うようとするときは、あらかじめ法第 25 条に規定する審議会の意見を聴かなければならないこととされております。本県においては、この部会を審議会として位置づけております。意見聴取の対象は、「設置の認可・廃止等の認可」、「事業停止命令・閉鎖命令」及び「認可の取消し」となりますが、本日は、「設置の認可」について、ご意見をお伺いするものでございます。

次に、幼保連携型認定こども園の設置基準についてであります。これは県において、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例により、その設置基準を定めているものでございます。なお、この条例は、国が定める基準に従い、又はそれを参酌して定めているものであり、国が定める基準と同様の基準を県の基準としているものでございます。

次に、認可の適否についてであります。法令上の取扱いとしては、条例で定める基準に適合し、かつ犯罪歴等の欠格事由に該当しないと認められる場合は、認可を行うとされておりますが、特定教育・保育施設の利用定員の総数が、子ども・子育て支援事業支援計画に定める必要利用定員総数に既に達している場合、確保対策が量の見込を上回っている場合等は認可をしないことができるのですが、本県では、県子ども・子育て支援事業支援計画におきまして、幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあっては、認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則、認可を行うこととしているものでございます。

次に、2 ページ、県内の幼保連携型認定こども園の設置状況についてであります。平成 30 年 4 月時点で、公立が 9 施設、私立が 54 施設、計 63 施設となっております。本日のご審議いただく 12 施設に加え、公立施設が 2 施設移行する予定でございまして、平成 31 年 4 月には、県内では 77 施設となる見込でございまして、以上が、幼保連携型認定こども園の設置の手続き等の概要でございまして。

1 件目、「幼保連携型認定こども園 あかまえこども園」についてご説明いたします。3 ページをお開きください。所在地は、宮古市で、現在、赤前保育園として、本園と分園を設置し運営されており、本園と分園共に、幼保連携型認定こども園に移行するものです。本園では、全年齢児を受け入れますが、分園では、0 歳から 2 歳児の受入を行うということで対応しております。

設置者は、社会福祉法人慈愛会であり、現在 60 人定員ですが、幼保連携型認定こども園への移行に伴い、教育認定子どもに係る定員を 3 人増やし、63 人として運営する予定でございまして。

下段に参りまして、給食の提供状況であります。本園と分園でそれぞれ調理し、全ての園児に対し自園調理により給食を提供するものでございますし、子育て支援事業は、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。4 ページをお開きください。設置基準への対応状況についてご説明します。

この表については、それぞれの項目に応じて、法人からの「申請内容」を真ん中に記載し、右に本県の「基準」と比較して、一番右の「適否欄」に記載することとしております。1件目の「あかまえこども園」については、基準の考え方を含めて、ご説明申し上げますが、2件目以降については、特徴的な事項等に絞って、説明して参ります。

まず、本園についてでございますが、学級編制に係る申請内容は、3歳から5歳児を、年齢に応じて11人ずつで編成し、3学級として、学級担任を3人配置いたしますので、学級数以上の担任が配置される予定ですので、基準を充足しているものでございます。

次に、職員配置についてでございますが、保育教諭の配置基準は、右側に記載の基準のとおり、満4歳以上児30人につき1人以上、満3歳児20人につき1人以上、満1歳児及び満2歳児6人につき1人以上、0歳児3人につき1人以上とされており、満3歳以上児の教育及び保育に直接従事する職員の数が学級の数を下回る場合は、当該学級の数に相当する数を当該職員の数とすることとされております。その基準で算定しますと、3歳児で1人、4・5歳児で2人となりまして、必要な保育教諭数を積み上げ、少数点以下を四捨五入しますと、7人以上となります。申請内容は、保育教諭を8人配置することとしているほか、調理員も、2人を配置することとしておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、設備等についてでございますが、園舎の構造の基準は原則として2階建て以下とされておりますが、申請内容は2階建てであり、また、園舎の面積基準は、学級数による算定面積と、3歳未満の園児数による算定面積を合計した面積以上とされており、それにより算定しますと設置基準は441.78㎡以上とされておりますが、申請内容は587.63㎡が確保されておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、園庭についてでございますが、原則、449.50㎡以上が必要でございますが、申請内容は448.45㎡と基準を充足しておりません。しかし、国の幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準附則第4条第2項に、保育所を廃止し、同一の場所で幼保連携型認定こども園を設置する場合の特例がございまして、その場合、3歳以上の園児数と2歳児の園児数に3.3㎡を乗じた面積以上が確保されていれば、適とされますほか、本園には、分園の児童を含めた総児童数に対応した園庭が必要とされております。

従いまして、3歳以上の園児数33人と本園と分園の2歳児の園児数15人とを合計した48人に、3.3㎡を乗じて得られる158.4㎡以上ありますので、保育所からの移行特例を適用して、基準を充足するものであります。

次に、保育室等の面積についてでございますが、右側の基準欄に記載しておりますが、乳児室は、満2歳未満の園児のうちほふくしないもの1人につき1.65㎡、ほふく室は、満2歳未満の園児のうちほふくするもの1人につき3.3㎡、保育室は満2歳以上の園児1人につき1.98㎡とされており、それにより計算いたしますと、主に0歳児と1歳児が利用する乳児室兼ほふく室と、2歳児以上が利用する保育室は、いずれの部屋の面積も申請内容が、基準に従い算定した面積以上を確保しておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、運営については、教育週数の基準は年間39週以上とされており、また子育て支援事業としては、子どもの養育に関する地域住民からの相談に応じる教育保育相談事業の実施が必須とされておりますが、申請内容は、教育週数が年間41週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として子育て相談を実施するとされておりますので、基準を充足しております。

また、欠格事由についてであります。申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

続いて、5ページの分園の設置基準への対応状況について、説明いたします。

まず、学級編制・担任についてであります。分園では、0歳から2歳児に係る保育のみを行うこととしておりますので、教育課程に基づく教育は行わないため、学級編制の対象外となりますし、職員配置についても、保育教諭の配置基準は2人以上となりますが、申請内容は4人の職員を配置することとしており、さらに常時、2人以上配置される計画でございまして、基準を充足しているものでございます。また、調理員についても、分園に配置し、本園の栄養士の指導の下、分園で調理して提供する予定でございまして、基準を充足するものであります。

次に、設備等についてであります。まず、園舎の構造は2階建てですので、基準を充足しているほか、園舎の面積は、設置基準は22.77㎡以上のところ、申請内容は141.90㎡とされておりますので、基準を充足しておりますし、園庭の面積も、申請内容が84.83㎡となっておりますので、基準上充足しております。なお、先ほど、本園の園庭の面積において、本園と分園の園児数・学級数の合計に対応した面積を有しておりますので、いずれにしても基準を充足しているものでございます。次に、乳児室兼ほふく室、保育室の面積についてであります。いずれの設備におきましても、申請内容は設置基準により算定した面積以上を確保しておりますので、基準を充足しているものでございます。また、本園と分園の距離であります。この基準は、右側の基準欄に記載しておりますが、「通常の交通手段により、30分以内の距離を目安」とされておりますが、申請内容は、車で片道約25分、移動距離は約12kmとされておりますので、基準の範囲内でありまして、充足しているものでございます。

次に、運営についてであります。分園においては教育課程における教育は行わないため、教育週数の基準の対象外となりますが、子育て支援事業は、分園における子育て支援事業の実施は努力義務とされておりますが、申請内容は、分園においても、延長保育事業及び預かり保育事業を実施することとされているものでございます。

なお、2歳児の定員が15人で、3歳児は本園で11人となっておりますが、3歳になると近くの認定こども園への転園を希望する方などがいらっしゃって、宮古市の方で入所調整をしてございまして、現在も特段問題なく運営されておりますし、移行後も、市の方で調整を行うこととしておりますので、その点は問題ないと考えております。

以上が、「あかまえこども園」の本園及び分園の申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしくご審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

○藤本委員

保育所からの移行特例の期間は、将来的に変わる可能性がありますか。定員割れなどが発生している地域もあり、特例の取扱は、全県一律となるのでしょうか。

他の自治体では、認定こども園への移行に制限を掛けているという話も聞きますが、岩手県ではどのようなになっているのでしょうか。

○高木主査

国の基準をそのまま準用するのが基本的な考えであります。国の基準を見直す際に、地域の実情に合わせて検討して参ります。また、本県では、認定こども園への移行を進めていく考えであります。

○大塚委員

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料6ページ、「幼保連携型認定こども園 盛こども園」についてご説明いたします。施設の所在地は大船渡市、施設の設置者は、「社会福祉法人盛愛育会」、現在、盛保育園として、120人定員で運営されており、幼保連携型認定こども園への移行に伴い、教育認定子どもに係る定員を5人増やし、125人定員で運営される予定です。なお、指導監査において、適切に運営されている施設であるとの報告を受けております。

詳細につきましては、7ページをご覧ください。設置基準への対応状況についてご説明します。

まず、学級編制についてであります。申請内容は、3歳以上児について、25人編制の学級を3学級、担任を1学級各1人、計3人配置することとしており、基準を充足しております。

次に、職員配置についてであります。保育教諭の配置基準は、年齢ごとの必要な保育教諭数を積み上げますと、13人以上となりますが、実際には19人の保育教諭を配置することとしておりますし、調理員3人に加え、栄養士1人を配置することとしておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、設備等についてであります。園舎の構造は平屋建てで、園舎、園庭及び保育室については、全て基準を充足しておりますし、運営についても、教育週数が年間39週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として子育て相談を実施するとされておりますし、また、欠格事由についてであります。申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく御審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料8ページ、「幼保連携型認定こども園 花巻みなみ幼稚園」についてご説明いたします。施設の所在地は花巻市、設置者は「学校法人豊水久田野学園」でございます。

この法人は、一昨年から、幼保連携型認定こども園「花巻たかき幼稚園・保育園」を運営しておりまして、運営状況報告等においても、概ね良好に運営されております。この施設は、現在、子ども・子育て支援新制度に移行せずに、幼稚園として運営されておりますが、幼保連携型認定こども園への移行により、保育定員を60人、教育定員を48人として、計108人で運営する予定でございます。給食の提供状況であります。幼稚園からの移行であります。全園児に対し自園調理で給食を提供するものでございますし、子育て支援事業は、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

9ページをお開きください。設置基準への対応状況についてご説明します。

学級編制についてであります。申請内容は、満3歳児の6人を1学級、3歳以上児については、26人編制の学級を3学級、計4学級に、それぞれ担任を1人、計4人配置することとしておりますので、基準を充足しております。

次に、職員配置についてであります。保育教諭については、9人以上が必要ですが、12人の保育教諭が配置される予定でありますし、調理員1人に加え、栄養士2人を配置することとしておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、設備等についてであります。園舎は平屋建てで、園舎、園庭及び保育室等の面積については、申請内容の方が上回っておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、運営については、教育週数が年間41週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として子育て相談等を実施するとされておりますし、また、欠格事由についてであります。申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく御審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

○八島委員

満3歳児クラスの取組は、素晴らしい取組ですので、保育の成果などを全県にも広めていただきたいです。

○大塚委員

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料10ページ、「にじいろこども園」についてご説明いたします。施設の所在地は花巻市、設置者は「社会福祉法人セントラル」でございます。この法人は、平成28年に法人認可を受けて、現在、特別養護老人ホームを運営しており、その敷地内に、本年度、施設整備を行い、幼保連携型認定こども園を新設するものでありまして、保育定員を60人、教育定員を15人として、計75

人で運営を開始する予定でございます。

資料下段、給食の提供状況であります。外部委託した調理員等が園内の給食室において調理をし、全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございますし、子育て支援事業は、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に 11 ページをお開きください。設置基準への対応状況についてご説明します。

学級編制についてであります。申請内容は、3歳以上児について、20人編制の学級を3学級に、それぞれ担任を配置することとしておりますので、基準を充足しております。

次に、職員配置についてであります。保育教諭の配置基準は、年齢ごとの必要な保育教諭数を積み上げますと、6人以上となりますが、実際には12人の保育教諭を配置することとしておりますし、調理員は調理業務を委託しますので、最低基準上、配置は不要となりますが、委託契約では、調理員3人に加え、栄養士1人を配置することとしております。

次に、設備等についてであります。まず、園舎の構造は2階建て、園舎、園庭及び保育室等の面積基準につきましては、施設整備に当たり、県と情報共有を図りながら進めてきたところであり、基準を充足しております。

次に、運営については、教育週数が年間39週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として子育て相談等を実施するとされておりますし、また、欠格事由についてであります。申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく御審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

○藤本委員

調理の外部委託は、新しい取組のようですが、アレルギー対応や離乳食などへの対応は、適切に行われるのでしょうか。

○高木主査

園と委託先との連携を密にすることにより、適切に対応されるものと聞いております。

○大塚委員

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料 12 ページ、「幼保連携型認定こども園 いいとよ保育園」についてご説明いたします。施設の所在地は北上市、設置者は「社会福祉法人平和会」でございます。

この法人は、現在、北上市内の保育所3か所と幼保連携型認定こども園1か所を運営している

ほか、介護老人福祉施設やグループホームなど、高齢施設も運営しておりますが、広域振興局が行う保育所指導監査等においても特段問題はなく運営されているとのことでもあります。

この幼保連携型認定こども園については、平成 29 年 4 月から、公立施設の民営化に伴い、北上市の土地を無償で借り受け、法人が施設を建設して開所した保育所からの移行となります。現在 120 人の定員で運営しておりますが、幼保連携型認定こども園への移行により、教育認定子どもに係る定員を 10 人増やして、計 130 人とする予定でございます。

次に 13 ページをお開きください。設置基準への対応状況についてご説明します。

学級編制についてであります。申請内容は、3 歳児と 4 歳児については、26 人編成で、5 歳児については、27 人編成で、計 3 学級として、担任は、3 歳児学級に 2 人、4・5 歳児学級にそれぞれ 1 人、計 4 人配置することとしておりますので、基準を充足しております。

次に、職員配置についてであります。保育教諭の配置基準は、年齢ごとの必要な保育教諭数を積み上げますと、14 人以上となりますが、21 人の保育教諭を配置しますし、調理員 3 人に加え、栄養士 1 人を配置することとしておりますので、基準を充足しております。

次に、設備等についてであります。園舎の構造は 2 階建てであり、園舎、園庭及び保育室の面積基準については、全て申請内容の方が上回っておりますので基準を充足しております。

運営については、教育週数が年間 41 週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として子育て相談等を実施するとされておりますし、また、欠格事由についても、申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく御審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

民営化から、何年間は保育所で運営しなければならない等の基準は無いのでしょうか。

○高木主査

基準等はございません。なお、幼保連携型認定こども園への移行に当たって、事前に市と法人とで協議を行っておりますので、その点も問題ございません。

○大塚委員

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料 14 ページ、「幼保連携型認定こども園 門前保育園」についてご説明いたします。施設の所在地は久慈市、設置者は「社会福祉法人門前保育会」でございます。

この施設は、現在、門前保育園として運営されております。現在 120 人の定員で運営しております。保育認定子どもの定員から教育認定子どもに係る定員に移行する形で、120 人のまま、

幼保連携型認定こども園への移行する予定でございます。

次に 15 ページをお開きください。設置基準への対応状況についてご説明します。

学級編制についてであります。申請内容は、3 歳児については、22 人で 1 学級、4・5 歳児については、それぞれ 23 人編成で 2 学級、計 3 学級に、それぞれ担任を配置し、計 3 人配置することとしておりますので、基準を充足しております。

次に、職員配置についてであります。保育教諭の配置基準は、年齢ごとの必要な保育教諭数を積み上げますと、13 人以上となりますが、実際には 14 人の保育教諭を配置することとしており、保育補助者を配置して対応することとしておりますし、調理員も 3 人配置した上で、さらに、栄養士 1 人を配置することとしておりますので、基準を充足しております。

次に、設備等についてであります。園舎の構造は平屋建てで、園舎、園庭及び保育室等の面積につきましては、それぞれ申請内容が上回っておりますので、基準を充足しております。

次に、運営については、教育週数が年間 41 週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として子育て相談等を実施するとされておりますし、また、欠格事由についてであります。申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく御審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

○藤本委員

保育教諭が、配置基準ぎりぎりの配置となっておりますが、結婚や出産などで、保育士が休む又は退職するなどによって、配置基準を満たさなくなった場合、幼保連携型認定こども園の認可が取り消されるのでしょうか。

○高木主査

入所調整などにより、配置基準を充足する数の児童のみを受け入れることとなります。

○大塚委員

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料 16 ページ、「平館こども園」についてご説明いたしますが、資料 18 ページの「あしろこども園」も同一法人が運営する施設でございますので、一括して説明させていただきます。まず、「平館こども園」から説明いたします。施設の所在地は八幡平市、設置者は「社会福祉法人杉の子会」でございます。この施設は、現在、平館保育園として、90 人定員で運営しており、幼保連携型認定こども園に移行に伴い、教育認定子どもに係る定員を 15 人増やして、計 105 人とする予

定であります。17 ページの設置基準への対応状況についてご説明します。

学級編制についてであります。申請内容は、3歳から5歳児について、それぞれ、25人編成で3学級に、担任を計3人配置することとしており、職員配置についても、配置基準は、9人以上の保育教諭が必要となりますが、実際には11人を配置することとしておりますので、基準を充足しております。また、調理員についても、3人配置した上で、さらに、栄養士1人を配置することとしておりますので、基準を充足しております。

次に、設備等についてであります。園舎の構造は平屋建てであり、園舎、園庭及び保育室等の面積については、それぞれ申請内容の方が上回っておりますので、基準を充足しておりますし、運営についても、教育週数が年間39週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として子育て相談等を実施するとされておりますし、また、欠格事由についてであります。申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

続きまして、資料18ページ、「あしろこども園」についてであります。所在地は八幡平市、設置者は「社会福祉法人杉の子会」でございまして、現在、安代保育園として50人の定員で運営されており、今回の幼保連携型認定こども園に移行に伴いまして、教育認定子どもに係る定員を3人増やして、計53人とする予定であります。次に19ページをお開きください。設置基準への対応状況についてご説明します。

学級編制についてであります。申請内容は、3歳から5歳児について、それぞれ、25人編成で3学級に、担任を計3人配置することとしておりますので、基準を充足しております。

次に、職員配置についてであります。保育教諭の配置基準は、年齢ごとの必要な保育教諭数を積み上げますと、6人以上となりますが、実際には7人の保育教諭を配置することとしておりますし、調理員についても、1人配置した上で、さらに、栄養士1人を配置することとしておりますので、基準を充足しております。

次に、設備等についてであります。園舎の構造は2階建てで、園舎、園庭及び保育室等の面積についても、それぞれ、申請内容の方が上回っておりますので、基準を充足しております。

次に、運営については、教育週数が年間39週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として子育て相談等を実施するとされておりますし、また、欠格事由についても、申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく御審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

○藤本委員

先ほど、保育補助者という話がありましたが、審査表の保育教諭欄には、保育補助者が含まれているのでしょうか。

○高木主査

有資格者のみを記載しております。

○大塚委員

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料 20 ページ、「認定こども園 姉体幼稚園」についてご説明いたします。施設の所在地は奥州市、設置者は「学校法人龍徳学園」でございます。現在、姉体幼稚園として、現在、子ども・子育て支援新制度に移行して運営されており、1号認定子どもの定員 60 人で運営している園でございます。幼保連携型認定こども園への移行により、教育定員と保育定員を移動させて、さらに 18 人の定員増を図り、計 78 人とすると予定でございます。

現在、給食室を増築しておりますが、既に完成して、引き渡しや建築確認等が行われたと伺っておりますが、先ほどのにじいろこども園と同様、調理業務を外部委託により行うこととしております。

次に 19 ページをお開きください。設置基準への対応状況についてご説明します。

学級編制についてであります。申請内容は、3歳から5歳児について、それぞれ 20 人編成で 3 学級に、担任を計 3 人配置することとしておりますので、基準を充足しております。

次に、職員配置についてであります。保育教諭の配置基準は、年齢ごとの必要な保育教諭数を積み上げますと、6 人以上となりますが、実際には 11 人の保育教諭を配置することとしておりますし、調理員は調理業務を委託しますので、最低基準上、配置は不要となりますが、委託契約では、調理員 2 人に加え、栄養士 1 人を配置することとしております。

園舎の構造は平屋建てで、また、園舎、園庭及び保育室等の面積につきましても、それぞれ申請内容を上回る面積が確保されておりますので、基準を充足しているものでございます。

運営についてであります。教育週数が年間 39 週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として子育て相談等を実施するとされておりますし、また、欠格事由については、申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく御審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料 22 ページ、「なでしこ保育園」についてご説明いたします。施設の所在地は滝沢市、設置者は「社会福祉法人撫子会」でございます。現在、盛岡市と滝沢市でそれぞれ 1 園ずつ、計 2 園

の幼保連携型認定こども園を運営しておりまして、今回移行を予定しているなでしこ保育園を併せて、全3園とも、幼保連携型認定こども園となる見込です。

なでしこ保育園は、現在100人定員で運営されており、幼保連携型認定こども園に移行に伴い、教育認定子どもに係る定員を15人増やして、計115人とする予定であります。

次に23ページをお開きください。設置基準への対応状況についてご説明します。

学級編制についてであります。申請内容は、3歳児については、27人編成で1学級、4・5歳児については、各24人編成で2学級に、担任を計5人配置することとしておりますので、基準を充足しております。

職員配置についてであります。保育教諭の配置基準上、12人必要ですが、実際には20人の保育教諭を配置することとしておりますし、調理員についても、3人配置した上で、さらに、栄養士1人、補助員2人を配置することとしており、基準を充足しております。設備等について、園舎の構造は平屋建てで、園舎、園庭及び保育室等の面積基準につきましては、それぞれ、申請内容の方が上回っておりますので、基準を充足しておりますほか、欠格事由等にも該当しておりませんので、基準を充足しております。以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく御審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はありませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料24ページ、「幼保連携型認定こども園 北高田こども園」についてご説明いたします。

施設の所在地は紫波郡矢巾町、設置者は「社会福祉法人吉祥会」で、現在、北高田保育園として、現在、130人定員で運営しておりますが、幼保連携型認定こども園に移行に伴い、教育・保育の定員をそれぞれ増やし、計159人とする予定であります。保育所の運営について、振興局が行う指導監査では適切に運営されていると報告を受けている施設です。

25ページをお開きください。設置基準への対応状況についてご説明します。

まず、学級編制については、3・4歳児については、30人編成で2学級、5歳児については、31人編成で1学級に、担任を計4人配置することとしておりますので、基準を充足しております。

職員配置についてであります。保育教諭の配置基準上、18人以上必要となりますが、実際には25人を配置することとしておりますし、調理員も、3人配置した上で、さらに、栄養士2人を配置することとしており、基準を充足しております。

設備等についてであります。園舎の構造は2階建てで、園舎、園庭及び保育室等の面積基準についても、それぞれ、申請内容の方が上回っておりますので、基準を充足しております。

次に、運営については、教育週数が年間41週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として子育て相談等を実施するとされておりますし、また、欠格事由については、申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく御審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料 26 ページ、「幼保連携型認定こども園 こずかたこども園」についてご説明いたします。施設の所在地は紫波郡矢巾町、設置者は「社会福祉法人敬愛会」でございます。この施設は、現在、矢幅駅前のケアセンター南昌の2階に、こずかた保育園として運営されており、現在 90 人の定員で運営しておりますが、幼保連携型認定こども園に移行に伴い、教育・保育の定員をそれぞれ増やし、計 106 人とする予定であります。

なお、給食の提供状況であります。こちらの施設も外部委託により、全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございます。

27 ページをお開きください。設置基準への対応状況についてご説明します。

学級編制についてであります。申請内容は、3 から 5 歳児については、20 人編成で 3 学級に、担任を計 4 人配置することとしておりますので、基準を充足しております。

職員配置についてであります。保育教諭の配置基準上、12 人必要となりますが、実際には 22 人を配置することとしておりますし、調理員は調理業務を委託しますので、最低基準上、配置は不要ですが、外部委託により、調理員 2 人に加え、栄養士 1 人を配置することとしております。

設備等についてであります。園舎の構造は、6 階建ての建物であります。こども園部分は、2 階でありますので、基準を充足しておりますし、園舎の面積は、最低基準上の面積は確保されておりますが、園庭については、隣接地を活用する予定であります。原則として、学級数と定員数を合算した必要面積は確保されておらず、「あかまえこども園」と同様、保育所からの移行特例を適用しまして、2 歳以上児の定員数に 3.3 m² を乗じた数による面積 257.40 m² 以上の面積が確保されておりますので、基準を充足する取扱いとなるものでございます。保育室等の面積については、必要面積が確保されておりますので、基準を充足しております。

運営については、教育週数が年間 41 週、子育て支援事業については、子育て相談等を実施するとされておりますし、また、欠格事由についてであります。申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく御審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

○米田委員

ケアセンター南昌の職員さんが利用する幼保連携型認定こども園なのでしょうか。

延長保育を 20 時までと、これまでの施設の中で最も長く実施するようですが、何時までという

ような基準はあるのでしょうか。

○高木主査

事業所内保育所等とは異なり、地域にお住まいの方が利用する施設ですので、市町村に申込を行って利用することとなります。

また、延長保育については、基本的には、延長時間に応じて補助金が交付される仕組みとなっておりますので、その中で運営されることとなります。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。

以上、12件について審議いたしました。審議結果について、知事に答申したいと思います。

事務局から、答申書の案の配布をお願いします。(事務局から答申書(案)を各委員に配布)

お手元の案のとおり、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。(異議なしの声)

それでは、このとおり答申することとします。次に、その他、皆様から何かございませんか。

以上で、本日の議事を閉じさせていただきます。

各委員の皆様、進行にご協力をいただきありがとうございました。

○中村少子化・子育て支援担当課長

本日は、長時間にわたり、ご議論いただきありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第1回岩手県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園部会を終了いたします。ありがとうございました。